

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0001
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字辺釣三572番2

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0002
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字辺釣三572番4

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0003
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字辺釣三578番1

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0004
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字片岩八683番1

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0005
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字片岩八685番2

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0006
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字片岩八686番1

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0007
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字片岩八686番2

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0008
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字片岩八687番1

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0009
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字片岩八687番2

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0010
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字片岩十717番1

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0011
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字横根二726番1

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0012
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字横根二726番4

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0013
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字横根二726番9

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0014
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字横根二726番21

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0015
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字横根二726番26

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0016
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字横根二726番27

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0017
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字横根二726番28

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0018
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字横根六756番3

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0019
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字横根七七59番1

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0020
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字横根七七61番1

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0021
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字横根七七七1番

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0022
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字永峯西774番

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0023
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字永峯西775番1

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0024
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字永峯西775番2

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0025
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字永峯西776番

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0026
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字永峯一787番

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0027
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字永峯一791番1

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0028
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字永峯一792番1

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0029
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字永峯一797番

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0030
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字永峯一806番1

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0031
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字永峯一806番3

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月7日 山形地方法務局米沢支局 登記官 佐藤和広

記

- 1 手続番号 3903-2025-0032
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
西置賜郡小国町大字小国小坂町字横根二726番12